

水戸市立見川小学校いじめ防止基本方針（令和8年4月1日改定）

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

- み みんなで話し合い
- と とともに勇気をもち
- し 信頼し合える仲間づくり

2 基本的な考え方

(1) 見川小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本基本方針は、児童に対するいじめに係る基本理念を定め、学校、保護者、地域住民、関連機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が心豊かで安心・安全な生活を送ることができ、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該学校児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条第1項]

<心理的な影響を与える行為>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・インターネットや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) いじめ防止等の対策に関する基本理念

学校、教職員、保護者、地域住民等が、いじめ防止に向けた共通認識を図り、連携して、児童とともに取り組むことが大切である。

① 学校

学校は、すべての児童にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童同士及び児童と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学校経営を行っていくことが重要である。いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の擁護を最優先に行い、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。また、いじめた児童や傍観している児童には、いじめを受けた児童の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

② 教職員

教職員は、児童の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解することが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、児童と共にいじめを起こさない集団づくりやいじめを敏感に気付くための研修等に積極的に取り組むことが必要である。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教職員任せにすることなく、全職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがその職務の専門性を生か

し、児童が安心してその支援を受けられるようにすることも大切である。

③ 児童

児童一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。そして、いじめを自分の問題として捉え、自発的にいじめについて考えていくようにする。

④ 保護者

保護者は、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめられている側の立場になって考える姿勢をもち、子供に適切な教育をすることが求められる。学校との意思疎通を図り協力体制を確立しておくことも大切である。

そして、日頃より子供のSOSをキャッチできるよう、アンテナを高くして、子供の変化を見逃さないようにすることである。我が子がいじめを受けたときは、子供に寄り添い支えること、逆に我が子がいじめに関与したときは、子供が自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりをすることが大切である。子供がいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子供と共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子供に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

※「いじめ防止対策推進法 第9条」

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

⑤ 地域住民

地域住民は、自分の子供だけでなく、地域の子供たちにも関心をもち、学校、家庭と協力しながら地域の子供を見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

3 いじめ防止等のために実施する施策

(1) 水戸市立見川小学校いじめ防止対策委員会の設置

① 構成

生徒指導部員会・・・生徒指導主事、各学年1名（3組担任）

学校いじめ防止対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年担当

拡大いじめ防止対策委員会・・・通常の委員にスクールカウンセラー

※ 必要に応じて水戸市総合教育研究所指導主事

※ 水戸市学校弁護士への相談

② 委員会の役割

ア 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成の際に中核となる。また、学校いじめ基本方針が学校の実情に即しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 学校いじめ防止対策委員会を月1回開催する。

長期欠席状況や生活アンケート・いじめチェックリストの結果等の情報をもとに、いじめに関する情報や児童の問題行動に係る情報の共有、解消等について話し合う。

エ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携等の対応を組織的に実施する。

(2) いじめの未然防止に向けた取組

① 学級経営、学年経営の充実

ア 規律ある生活、よりよい人間関係を基盤とした児童主体の教育の創造

・よさを認める（加点法）指導

・児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり

イ けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を十分に行い、いじめ防止に努める。

② 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組

・人権教室の実施 ・道徳教育の充実 ・特別活動の充実

・異学年交流活動の充実 ・奉仕活動の充実 ・地域との交流活動の充実

③ いじめ防止に資する児童による自主的な活動の取組

・あいさつ運動 ・いじめ解決フォーラム

④ インターネットや携帯電話（SNS）、オンラインゲーム等を通じて行われるいじめを防止するための啓発活動の取組

・情報モラル教育充実のための「SNSによるいじめ防止に関する講習会」の実施

⑤ 校内研修等、教職員の資質能力向上を図る取組

- ⑥ 家庭教育フォーラム等、家庭教育の向上を図るための取組
- ⑦ 様々な事情により支援を必要とする児童に、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの早期発見に向けた取組

① 全職員による児童の観察、情報交換

- ・全職員が児童に話しかける機会を増やし、小さな変化を見逃さないようにする。
- ・職員集会において、生徒指導情報交換の機会を設け、各学年から児童の様子や気になる児童について話し合う。

② 「生活のアンケート」「いじめチェックリストの活用」の実施

- ・生活アンケートを実施し、回答内容を丁寧に吟味して、聞き取りや面談を行う。
- ・担任が「いじめチェックリスト」を活用し、児童の様子を観察する。当てはまる項目がある児童に対して、教育相談を行う。

③ ソーシャルスキルトレーニング、エンカウンター実施

- ・体験的活動を中心としたソーシャルスキルトレーニング及びエンカウンターを組織的に実施し、児童の人間関係の変化を捉え、いじめの早期発見に資する。

④ 校内オンライン相談窓口の開設

- ・一人1台端末のアンケート機能の活用

⑤ スクールカウンセラーによる面談の実施

- ・年間に数回設定し、面談の希望をとる。

⑥ 保護者や地域との連携

- ・スマートフォン等を通じたいじめを防止するための啓発活動を推進する。
- ・保護者と連携して児童の様子を把握するとともに、地域からも情報を得るように努める。
- ・年度初めに、保護者に面談希望を確認し、教育相談の時間を設定する。
- ・夏休みには、担任が全保護者と面談をする教育相談日を設ける。

⑦ ケース会議の実施

- ・ミニケース会議を開き、配慮を要する児童への対応について順次確認する。
- ・緊急で対応が必要な児童については、臨時いじめ防止対策委員会を開催する。

⑧ 「こころの健康観察」の実施

- ・児童一人一人のこころの変化に早く気づき、児童からのサインを見逃さず、安心して学校生活を送れるようにする。
- ・毎朝、担任が確認をし、学年や学校全体で対応していく。

⑨ 長期休業前等の、教育相談期間の設定

- ・夏休み、冬休み、春休み前に、「生活アンケート」をもとにするなどして、児童一人一人と教育相談を行う。学校や家庭での生活、人間関係等で心配事がないか確認し、安心して新学期が迎えられようようにする。

(4) いじめの事実を発見したとき、いじめの情報を得たとき【即日対応・被害児童最優先】

- ① いじめの事実を発見したときは、ただちにいじめをやめさせるとともに、いじめを受けた児童を保護する。
- ② いじめを受けた児童、いじめを行った児童、いじめを見た児童への事実確認は、児童の人権を尊重しながら慎重かつ迅速に行う。組織的に対応し正確な情報を得るとともに情報の共有に努める。
- ③ いじめを受けた児童、保護者への支援を最優先に行う。
- ④ いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努める。
- ⑤ 必要に応じて「学校いじめ防止対策委員会」を開き、対策を検討する。
- ⑥ インターネットや携帯電話（SNS）による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- ⑦ いじめを受けた児童が安心して学習できる措置を講ずる。
- ⑧ いじめを行った児童への指導及び支援だけでなく、必要に応じて学級、学年、全校で集会等を行い、いじめの再発防止に努める。
- ⑨ 警察、児童相談所、水戸市子育て支援課等との連携を図る。

(5) いじめの解消について

① 「いじめ解消」の定義

次のア、イの両方の条件を満たしたことを面談等で確認できた場合に解消と判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめに係る行為が止んでいる期間、少なくとも3か月を経過した場合
 - ・被害の重大性からさらに長期の期間が必要な場合は、より長期の期間を設定する。
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(6) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間30日を超える欠席がある場合
- ・一定期間連続して欠席しているような場合

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

② 重大事態が発生した場合の対処

ア 教育委員会を通じて速やかに市長に報告

イ 教育委員会と連携し、調査、問題の解決にあたる。調査は2(1)の「拡大いじめ防止対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織で行う。

ウ いじめの事実等について隠蔽せず、説明責任を果たすように努める。

エ いじめを受けた子供の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した子どもとの関係回復のための取組に努める。

4 その他

(1) 取組の評価及び検証

学校評価において、いじめの早期発見、再発防止のための取組等について検証し、その結果

を教育委員会及び保護者、地域に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止対策推進法・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン・茨城県いじめ防止基本方針・水戸市いじめ防止基本方針を参考に、学校いじめ防止対策委員会を通して、全職員で、毎年見直しを実施する。

5 参考資料

生徒指導提要 令和4年12月

水戸市いじめ防止基本方針 平成26年4月

いじめ防止対策推進法 令和7年4月1日施行